

## (仮称)子どもの権利条例案比較一覧

- ・(2) 欄の太文字は 10/9 専門分科会で提案されその場で修正済みのもの
- ・(2) 欄の下線は 10/9 専門分科会で提案され、総務課法規担当との調整の結果(3) 欄に修正済みとして記載
- ・(3) 欄のみを修正している場合は、しあわせ検討会議、総務課法規担当の発議による修正済み

(1) 条例案骨子(パブリックコメント後)	(2) 条例案(ですます調)(10/9 専門分科会終了後)	(3) 条例案(ですます調) (しあわせ検討会議、総務課検討反映後)
<p>「前文に盛り込む内容」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利条約の理念に基づき条例を制定すること。</li> <li>・「子どもに関係のあることを行うときには、その子どもにとって今もっともよいことは何かを第一に考えなければいけない」という「子どもの最善の利益の保障」(子どもの権利条約第 3 条)という考え方を根本に据えること。</li> <li>・子どもの権利の保障について、本市がこれまで取り組んできたこと。</li> <li>・「人はそれぞれ個性を持ち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である。」「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい。」「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい。」など、平成 22 年度の子どもの委員会が作成した「子ども宣言文」の願いに応えるものであること。</li> <li>・青森という地名が、若い命を常に生み育む場をイメージ(想起)させるように、子どもにとってやさしいまちづくりを目指すこと。</li> <li>・子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーであるとともに、大人と子どもが互いに育ち合うという視点を踏まえたものであること。</li> <li>・子どもの権利の保障は、社会全体の責任であること。</li> </ul> <p>「第 1 章 総則」</p> <p>1 目的 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障することを目的とします。</p> <p>2 定義 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。 子ども：18 歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。 大人：子どもの権利の尊重に責務を負う過去に子どもであったすべての人をいいます。 保護者：親又は親に代わり子どもを養育する人をいいます。 育ち学ぶ施設：保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち又は学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し又は利用する施設をいいます。</p> <p>3 基本的な考え方 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進めます。 子どもの最善の利益を最も優先して考えること。 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。 子どもの成長、発達に配慮した支援が行われること。</p>	<p>「前文」(番号は段落番号)</p> <p>青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。 私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。 そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そうすることで、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いて行くことができるのです。</p> <p>日本は、世界の国々と子どもの権利条約(1989 年 11 月 20 日国際連合総会採択)を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。 青森市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっともよいことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」(同条約第 3 条)の保障を子どもに関する計画の基本理念に位置づけてきました。</p> <p>青森市子ども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性を持ち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういういいところがある』とあってほしい」と表明しています(2011 年 3 月子ども宣言文)。 私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを宣言し、この条例を制定します。</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障することを目的とします。</p> <p>(定義) 第 2 条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。 (1) 子ども 18 歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。 (2) 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。 (3) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する人をいいます。 (4) 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。</p> <p>(基本的な考え方) 第 3 条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。 (1) 子どもの最善の利益を最も優先して考えること。 (2) 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。 (3) 子どもの成長、発達に配慮した支援が行われること。</p>	<p>「前文」(番号は段落番号)</p> <p>青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。 私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。 そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。<u>そのことによってそうすること</u>で、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いて行くことができるのです。 日本は、世界の国々と子どもの権利条約(1989 年 11 月 20 日国際連合総会採択)を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。 青森市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも <u>良い</u>ことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」(同条約第 3 条)の保障を <u>子どもに関する計画の基本理念に位置づけて</u> <u>として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めて</u> <u>きました。</u> 青森市子ども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性を持ち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういういいところがある』とあってほしい」と <u>宣言</u>表明しています(2011 年 3 月子ども宣言文)。 私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを <u>表明</u>宣言し、この条例を制定します。</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障することを目的とします。</p> <p>(定義) 第 2 条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。 (1) 子ども 18 歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。 (2) 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。 (3) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する人をいいます。 (4) 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。</p> <p>(基本的な考え方) 第 3 条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。 (1) 子どもの最善の利益を <u>最も</u>優先して考えること。 (2) 子ども一人 <u>一人</u>ひとりが権利の主体として尊重されること。 (3) 子どもの成長、発達に配慮した支援が行われること。</p>

## (仮称)子どもの権利条例案比較一覧

<p>4 大人の責務</p> <p>(1)保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。</p> <p>(2)育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。</p> <p>(3)地域住民は、地域が子どもの成長、発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。</p> <p>(4)前3項に掲げるもののほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。</p> <p>「第2章 子どもにとって大切な権利」</p> <p>1 子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重</p> <p>(1)子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されます。</p> <p>(2)子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利も尊重しなければなりません。</p> <p>2 安心して生きる権利</p> <p>子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されます。</p> <p>命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。 愛情をもって育まれること。 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。</p> <p>いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力及び有害な環境から守られること。 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。</p> <p>困っているときや不安に思っているときには、相談や支援を受けられること。</p> <p>3 自分らしく生きる権利</p> <p>子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。</p> <p>自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。 プライバシーや自らの名誉が守られること。 自分が思ったこと、感じたことを表現すること。 自分にとって必要な情報や知識を得ること。 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。</p> <p>4 豊かで健やかに育つ権利</p> <p>子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されます。</p> <p>遊ぶこと。 学ぶこと。 芸術やスポーツに触れ親しむこと。 青森の文化、歴史、伝統及び自然に触れること。 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けられること。</p> <p>5 意見を表明し参加する権利</p> <p>子どもには、他人の意見も尊重しつつ、自分の意見を表明し社会に参加するために、次のことが保障されます。</p> <p>家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。 仲間をつくり、集まり、活動すること。</p>	<p>(大人の責務)</p> <p>第4条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。</p> <p>2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。</p> <p>3 地域住民は、地域が子どもの成長、発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。</p> <p>4 第1項の保護者、第2項の育ち学ぶ施設の関係者、第3項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。</p> <p>第2章 子どもにとって大切な権利</p> <p>(子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)</p> <p>第5条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。</p> <p>2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利も尊重しなければなりません。</p> <p>(安心して生きる権利)</p> <p>第6条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。</p> <p>(1)命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。 (2)愛情をもって育まれること。 (3)食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。 (4)いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力及び有害な環境から守られること。 (5)性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。 (6)困っているときや不安に思っているときには、相談や支援を受けられること。</p> <p>(自分らしく生きる権利)</p> <p>第7条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。</p> <p>(1)自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。 (2)自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。 (3)プライバシーや自らの名誉が守られること。 (4)自分が思ったこと、感じたことを表現すること。 (5)自分にとって必要な情報や知識を得ること。 (6)自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。 (7)安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。</p> <p>(豊かで健やかに育つ権利)</p> <p>第8条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。</p> <p>(1)遊ぶこと。 (2)学ぶこと。 (3)芸術やスポーツに触れ親しむこと。 (4)青森の文化、歴史、伝統、自然に触れること。 (5)まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けられること。</p> <p>(意見を表明し参加する権利)</p> <p>第9条 子どもには、他人の意見も尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。</p> <p>(1)家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。 (2)自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。 (3)自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。 (4)仲間をつくり、集まり、活動すること。</p>	<p>(大人の責務)</p> <p>第4条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。</p> <p>2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。</p> <p>3 地域住民は、地域が子どもの成長、発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。</p> <p>4 第1項の保護者、第2項の育ち学ぶ施設の関係者、第3項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。</p> <p>第2章 子どもにとって大切な権利</p> <p>(子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)</p> <p>第5条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。</p> <p>2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利も尊重しなければなりません。</p> <p>(安心して生きる権利)</p> <p>第6条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。</p> <p>(1)命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。 (2)愛情をもって育まれること。 (3)食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。 (4)いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力及び有害な環境から守られること。 (5)性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。 (6)困っているときや不安に思っているときには、<u>相談し、支援を受けることができること。</u>相談や支援を受けられること。</p> <p>(自分らしく生きる権利)</p> <p>第7条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。</p> <p>(1)自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。 (2)自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。 (3)プライバシーや自らの名誉が守られること。 (4)自分が思ったこと、感じたことを表現すること。 (5)自分にとって必要な情報や知識を得ること。 (6)自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。 (7)安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。</p> <p>(豊かで健やかに育つ権利)</p> <p>第8条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。</p> <p>(1)遊ぶこと。 (2)学ぶこと。 (3)芸術やスポーツに触れ親しむこと。 (4)青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ<u>親しむ</u>こと。 (5)まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受け<u>ることができる</u>こと。</p> <p>(意見を表明し参加する権利)</p> <p>第9条 子どもには、他人の意見も尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。</p> <p>(1)家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。 (2)自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。 (3)自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。 (4)仲間をつくり、集まり、活動すること。</p>
--	--	--

## (仮称) 子どもの権利条例案比較一覧

「第 3 章 子どもにとって大切な権利を保障するための市の責務と取組」	第 3 章 子どもにとって大切な権利を保障するための市の責務と取組	第 3 章 子どもにとって大切な権利を保障するための市の責務と取組
<p>1 子どもの権利の普及啓発と学習支援</p> <p>(1)市は、子どもの権利の普及を図るために、子どもと大人がこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。</p> <p>(2)市は、毎年 1 月 20 日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。</p> <p>2 子どもの育ちへの支援</p> <p>市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、子どもに対して次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。</p> <p>子どもに健全で多様な生活体験や交流をする場や機会を提供すること。</p> <p>子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが意見を表明し参加する機会や相談できる場を設けること。</p> <p>3 保護者への支援</p> <p>(1)市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。</p> <p>(2)市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。</p> <p>4 子どもの命と安全を守る取組</p> <p>(1)市は、いじめ、虐待、体罰等の早期発見に努めるとともに、それらからの救済及び予防への必要な取組を実施するものとします。</p> <p>(2)市は、子どもが薬物及び犯罪などの被害を受けないように、必要な取組及び支援を行うものとします。</p> <p>5 子ども会議</p> <p>(1)市は、市政等について、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)を設けます。</p> <p>(2)市は、次項の子ども施策に関する行動計画を含む子どもに関わる事項を検討する際には、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。</p> <p>6 子どもの権利の保障の行動計画と検証</p> <p>(1)市は、子どもの権利の保障のため、子ども施策に関する行動計画を定めるものとします。</p> <p>(2)子どもの権利の保障の検証は、青森市健康福祉審議会条例に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。</p> <p>(3)子どもの権利の保障の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。</p>	<p>(子どもの権利の普及啓発と学習支援)</p> <p>第 10 条 市は、子どもの権利の普及を図るために、子どもと大人がこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。</p> <p>2 市は、毎年 1 月 20 日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。</p> <p>(子どもの育ちへの支援)</p> <p>第 11 条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、子どもに対して次のことに取り組むよう努めなければなりません。</p> <p>(1)子どもに健全で多様な生活体験や交流をする場と機会を提供すること。</p> <p>(2)子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。</p> <p>(保護者への支援)</p> <p>第 12 条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。</p> <p>(子どもの命と安全を守る取組)</p> <p>第 13 条 市は、いじめ、虐待、体罰などの早期発見に努めるとともに、それらからの救済と予防への必要な取組を実施するものとします。</p> <p>2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組、支援を行うものとします。</p> <p>(子ども会議)</p> <p>第 14 条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)を設けます。</p> <p>2 市は、<del>次条第 1 項の行動計画のほか</del>子どもに関わることを検討する際には、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。</p> <p>(子どもの権利の保障の行動計画と検証)</p> <p>第 15 条 市は、子どもの権利の保障のため、行動計画を定めるものとします。</p> <p>2 子どもの権利の保障の検証は、青森市健康福祉審議会条例(平成 18 年 6 月 28 日青森市条例第 4 3 号)に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。</p> <p>3 子どもの権利の保障の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。</p>	<p>(子どもの権利の普及啓発と学習支援)</p> <p>第 10 条 市は、子どもの権利の普及を図るために、子どもと大人がこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。</p> <p>2 市は、毎年 1 月 20 日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。</p> <p>(子どもの育ちへの支援)</p> <p>第 11 条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、子どもに対して次のことに取り組むよう努めなければなりません。</p> <p>(1)子どもに健全で多様な生活体験や交流をする場と機会を提供すること。</p> <p>(2)子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。</p> <p>(保護者への支援)</p> <p>第 12 条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。</p> <p>(子どもの命と安全を守る取組)</p> <p>第 13 条 市は、いじめ、虐待、体罰などの早期発見に努めるとともに、それらからの救済と予防への必要な取組を実施するものとします。</p> <p>2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組と支援を行うものとします。</p> <p>(子ども会議)</p> <p>第 14 条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)を設けます。</p> <p>2 市は、子どもに関わることを検討する<b>とき</b>時には、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。</p> <p>(子どもの権利の保障の行動計画と検証)</p> <p>第 15 条 市は、子どもの権利の保障のため、行動計画を定めるものとします。</p> <p>2 子どもの権利の保障の検証は、青森市健康福祉審議会条例(平成 18 年 6 月 28 日青森市条例第 4 3 号)に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。</p> <p>3 子どもの権利の保障の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。</p>
「第 4 章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復」	第 4 章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復	第 4 章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復
<p>1 相談及び救済</p> <p>市は、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力、連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。</p> <p>2 子どもの権利擁護委員</p> <p>(1)市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図るため、青森市子どもの権利擁護委員(以下「委員」といいます。)を設置します。</p> <p>(2)委員は、3 人以内とします。</p> <p>(3)委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が選びます。</p> <p>(4)委員は、その職務を行うに当たって、次のことを守らなければなりません。</p> <p>職務上知ることができた秘密を漏らさないこと。また、委員の職を離れた後も同様とすること。</p> <p>申立人などの人権について、十分に配慮すること。</p>	<p>(相談と救済)</p> <p>第 16 条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に協力、連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。</p> <p>(子どもの権利擁護委員)</p> <p>第 17 条 市は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援等を行い、これらの調査等の結果を踏まえた是正措置、制度改善等に係る勧告、要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員(以下「委員」といいます。)を設置します。</p> <p>(委員の職務など)</p> <p>第 18 条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>(1)子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。</p>	<p>(相談と救済)</p> <p>第 16 条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に協力、連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。</p> <p>(子どもの権利擁護委員)</p> <p>第 17 条 市は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援等を行い、これらの調査等の結果を踏まえた是正措置、制度改善等に係る勧告、要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員(以下「委員」といいます。)を設置します。</p> <p>(委員の職務など)</p> <p>第 18 条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>(1)子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。</p>

## (仮称)子どもの権利条例案比較一覧

<p>取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。</p> <p>(5)市長は、委員が前項の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。</p> <p>3 委員の職務</p> <p>(1)委員の職務は、次に掲げるとおりとします。 子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、必要な助言及び支援を行うこと。 子どもの権利の侵害について、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。 子どもの権利の侵害について、必要と認めるときは、その救済のために、自らの判断で事実の調査や関係者間の調整を行うこと。 調査等の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに對し、是正措置を講じ、又は制度等を改善するよう求めること。 是正措置等の求めを受けたものに對し、その状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。</p> <p>(2)委員は、前項第2号及び第3号の調査を次に掲げる方法により行うものとします。 関係する市の機関に對し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査すること。 子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。</p> <p>4 委員への協力</p> <p>(1)市の機関は、委員の職務に對し、積極的に支援し、協力しなければなりません。</p> <p>(2)保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民は、委員の職務に協力するよう努めなければなりません。</p> <p>5 調査相談専門員</p> <p>委員の職務の遂行を補佐するため、調査相談専門員を置きます。</p>	<p>(2)子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。</p> <p>(3)子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。</p> <p>(4)第2号、第3号の規定による調査等の結果、必要があると認めるときは、是正措置、制度改善等について、関係する市の機関に對する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。</p> <p>(5)第4号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正等の状況に關しこれらの勧告等を受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。</p> <p>2 前項第1号、第2号の事実の調査は、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、その提出を要求し、<u>実地に調査することにより行うことができます。</u>この場合、市の機関以外のものに対する事実の調査は、義務を課すことにはなりません。</p> <p>(委員の人数など)</p> <p>第19条 委員は、3人以内とします。</p> <p>2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に關し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が選びます。</p> <p>3 委員の任期は3年とし、再任を妨げません。</p> <p>4 委員は、その職務を行うに当たって、次のことを守らなければなりません。</p> <p>(1)職務上知ることができた秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とすること。</p> <p>(2)子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。</p> <p>(3)相談、救済等の内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。</p> <p>5 市長は、委員が前項第1号前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。</p> <p>(勧告の尊重と委員への協力)</p> <p>第20条 第18条第1項第4号の規定により勧告を受けた市の機関は、この勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に關し積極的に支援し、協力しなければなりません。</p> <p>3 市の機関以外のものは、委員の職務に關し協力するよう努めなければなりません。</p> <p>(調査相談専門員)</p> <p>第21条 市は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、子どもの権利擁護委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第22条 この章に定めるもののほか、委員と調査相談専門員の職務の遂行に關し必要な事項は、規則で定めます。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(雑則)</p> <p>第23条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定めます。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>この条例は、平成 年 月 日から施行します。ただし、第4章の規定は、公布の日から起算して 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。</p>	<p>(2)子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。</p> <p>(3)子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。</p> <p>(4)第2号、第3号の規定による調査等の結果、必要があると認めるときは、是正措置、制度改善等について、関係する市の機関に對する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。</p> <p>(5)第4号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正等の状況に關しこれらの勧告等を受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。</p> <p><u>2 委員は、前項第2号、第3号の事実の調査を次の方法により行うことができます。</u></p> <p><u>(1)関係する市の機関に對し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。</u></p> <p><u>(2)子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。</u></p> <p>(委員の人数、任期など)</p> <p>第19条 委員は、3人以内とします。</p> <p>2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に關し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が選びます。</p> <p>3 委員の任期は3年とし、再任を妨げません。</p> <p>4 委員は、その職務を行うに当たって、次のことを守らなければなりません。</p> <p>(1)職務上知ることができた秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とすること。</p> <p>(2)子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。</p> <p>(3)<u>相談や救済の申立てなど相談</u>救済等の内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。</p> <p>5 市長は、委員が前項第1号前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。</p> <p>(勧告の尊重と委員への協力)</p> <p>第20条 第18条第1項第4号の規定により勧告を受けた市の機関は、<u>その</u>この勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。</p> <p>2 <u>第1</u>前項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に關し積極的に支援し、<u>協力</u>をしなければなりません。</p> <p>3 市の機関以外のものは、委員の職務に關し<u>協力</u>をするよう努めなければなりません。</p> <p>(調査相談専門員)</p> <p>第21条 市は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、<u>子どもの権利擁護委員</u>と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第22条 この章に定めるもののほか、委員と調査相談専門員の職務の遂行に關し必要な事項は、規則で定めます。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(雑則)</p> <p>第23条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定めます。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>この条例は、平成 年 月 日から施行します。ただし、第4章の規定は、公布の日から起算して 月を超えない範囲内において規則で定める日から試行します。</p>
---	--	--